

福岡県公報

平成25年8月20日
第3523号

目次

告示(第1301号-第1319号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 1
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○肥料取締法に基づく肥料の登録	(経営技術支援課) …………… 2
○肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新	(経営技術支援課) …………… 2
○肥料取締法に基づく肥料の登録の失効	(経営技術支援課) …………… 3
○肥料取締法に基づく肥料の登録事項の変更	(経営技術支援課) …………… 4
○市の境界変更	(市町村支援課) …………… 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 7
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 7

公 告

○クリーニング業法に基づく研修の指定	(保健衛生課) …………… 7
--------------------	-----------------

○クリーニング業法に基づく講習の指定 (保健衛生課) …………… 8

公安委員会

○福岡県交通安全推進センターの指定の一部改正 (警察本部交通企画課) …………… 9

告 示

福岡県告示第1301号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市三雲字楠木屋敷286番2及び290番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市三雲296番地1
三島 仁志

福岡県告示第1302号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
朝倉市佐田字田ノ元4770の4、4773の2
- (2) 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
朝倉市黒川字西原5938の2

定期発行日 毎週火金曜日
[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 印刷 野久
[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-262-5726

(2) 保安林として指定された目的
水源の涵養

(3) 解除の理由
河川用地とするため

福岡県告示第1303号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市佐田字横井4718の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1304号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字立花口字東ヶ浦1455番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宮若市本城1121 - C202
桑野 卓也

福岡県告示第1305号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条1項の規定に基づき、次のように肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2258号	加工家 きんふ ん肥料	神協家 きん2 号	窒素全量 2.5 りん酸全量 7.0 加里全量 5.5	含有を許される有害成分の最大量及び制限事項は公定規格のとおり	平成31年 7月7日	神協産業株式会社 山口県熊毛郡田布施町大字波野962番地の1
第2259号	副産石 灰肥料	ミネラ ルS	アルカリ分 45.0 く溶性苦土 10.0	含有を許される有害成分の最大量及び制限事項は公定規格のとおり	平成31年 7月17日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547番地

福岡県告示第1306号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2103号	魚かす 粉末	7 - 6 魚かす 粉末	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	公定規格のとおり	平成31年 7月10日	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区大字門司2732番地の4

第2104号	魚かす粉末	7-7魚かす粉末	窒素全量 7.0 りん酸全量 7.0	公定規格 のとおり	平成31年 7月10日	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区 大字門司2732番地の4
第2148号	魚かす粉末	6.0魚かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	公定規格 のとおり	平成31年 2月27日	株式会社ショーヤマ 福岡県みやま市山川町 尾野2088番地
第2211号	消石灰	65%消石灰	アルカリ分 65.0	公定規格 のとおり	平成31年 2月18日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原 547番地
第2213号	混合石灰肥料	造粒消石灰70	アルカリ分 70.0	公定規格 のとおり	平成31年 3月25日	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原 547番地

福岡県告示第1307号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
第2010号	乾燥菌体肥料	キリン50	窒素全量 5.0 りん酸全量 1.0	公定規格 のとおり	麒麟麦酒株式会社 東京都中野区中野四丁目 10番2号
第2069号	なたね油かす及びその粉末	5.0なたね油粕粉末	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区 大字門司2732番地の4
第2076号	魚かす粉末	8.0魚かす粉末	窒素全量 8.0 りん酸全量 5.0	公定規格 のとおり	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区 大字門司2732番地の4

第2077号	魚かす粉末	7.0魚かす粉末	窒素全量 7.0 りん酸全量 6.0	公定規格 のとおり	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区 大字門司2732番地の4
第2090号	魚かす粉末	6.0魚かす粉末	窒素全量 6.0 りん酸全量 6.0	公定規格 のとおり	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区 大字門司2732番地の4
第2092号	魚かす粉末	6.5魚かす粉末	窒素全量 6.5 りん酸全量 6.5	公定規格 のとおり	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区 大字門司2732番地の4
第2128号	魚かす粉末	8.0魚粉末	窒素全量及び りん酸全量の 合計量 14.0 窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	公定規格 のとおり	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区 大字門司2732番地の4
第2151号	なたね油かす及びその粉末	4.8なたね油かす粉末	窒素全量 4.8 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	株式会社ショーヤマ 福岡県みやま市山川町 尾野2088番地
第2152号	なたね油かす及びその粉末	5.0なたね油かす粉末	窒素全量 5.0 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	株式会社ショーヤマ 福岡県みやま市山川町 尾野2088番地
第2153号	なたね油かす及びその粉末	圧搾なたね油粕	窒素全量 4.6 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	株式会社ショーヤマ 福岡県みやま市山川町 尾野2088番地

第2194号	魚かす粉末	8-7魚かす粉末	窒素全量 8.0 りん酸全量 7.0	公定規格 のとおり	大日本産肥株式会社 福岡県北九州市門司区 大字門司2732番地の4
第2228号	なたね油かす及びその粉末	4.5なたね油かす	窒素全量 4.5 りん酸全量 2.0 加里全量 1.0	公定規格 のとおり	株式会社グローヴェル 福岡県糸島市志摩稲留 5番
第2235号	配合肥料	P30混合骨粉	窒素全量 1.0 りん酸全量 30.0 うち、く溶性 りん酸 11.0	公定規格 のとおり	株式会社サンアンド ホープ 福岡県北九州市門司区 大字猿喰1157番地の2

福岡県告示第1308号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条1項の規定に基づき、次のように肥料の登録事項を変更したので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更のあった事項	
				新	旧
第2010号	乾燥菌体肥料	キリン50	麒麟麦酒株式会社 東京都中野区中野四丁目10番2号	住所の変更	
第2248号	乾燥菌体肥料	キリン45		東京都中野区中野四丁目10番2号	東京都中央区新川二丁目10番1号

福岡県告示第1309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定に基づき、平成25年10月1日から直方市と宮若市との境界を次のように変更する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

1 宮若市のうち次の区域を直方市に編入する。

大字	字	地番
龍徳	鴨生田	285の3、285の6、292の1から292の3まで、294の1から294の3まで
	野添	2349の3
	仲ノ橋	2387の1、2387の8、2395の1、2401の1、2401の3、2402の1

2 直方市のうち次の区域を宮若市に編入する。

大字	地番
上新入	2616の1、2620の1から2620の5まで、2841の1、2841の3、2842

福岡県告示第1310号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人きぬた

(2) 代表者の氏名

山崎 健一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県遠賀郡遠賀町松の本四丁目5番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人の活動は、障がい者等（不登校・引きこもりを含む）や高齢者に対する理解を深める活動や当事者や家族が安心して日常生活がおくれるように援助することを目的とする。

福岡県告示第1311号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人高齢者・障害者安心サポートネット

(2) 代表者の氏名

森山 彰

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区舞鶴三丁目6番23号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対し個人の尊厳の保持と自立の支援という福祉の基本理念のもとに高齢者及び障害者（以下「高齢者等」という。）に関する福祉及び権利擁護に関する事業を行い、もって、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1312号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人夢ニティー・ハート

(2) 代表者の氏名

野口 和枝

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県京都郡苅田町若久町1丁目9番地22

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人々やその家族・その他の手助けを必要とする人々に対して、地域住民との交流促進や福祉に関する事業を行い、広く社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1313号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年7月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ソルト・パヤタス

(2) 代表者の氏名

小川 博

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3686番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、全ての人々が、国籍に係りなく健康で最低限度の文化的生活を保証

され公正な社会と世界を創出するために、東アジアを中心に、貧困に苦しむ現地住民に対して支援を行い、自立促進と生命の保全に貢献する事業を行い、また広報活動を通じて問題の理解と参画を推進することを目的とする。

福岡県告示第1314号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
NPO法人和の喜
 - (2) 代表者の氏名
上田 二美
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県直方市大字植木525番地1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に暮らす高齢者及びその家族に対し、同じ地域に暮らす住民とともに、生活に関する様々な支援活動を行うことにより、地域住民、高齢者の相互交流を促進し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1315号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成25年7月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 静和会
 - (2) 代表者の氏名
和田 正博
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県飯塚市大日寺414番地の119
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は高齢者及び障害者とその家族に対して相談及び介護に関する事業を行い、高齢者や障害者が安心して生活ができ、社会参加ができるような福祉の推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	久留米立花線	前	八女郡広川町大字吉常479番2先から 八女郡広川町大字吉常359番2先まで	4.7 ～ 14.5	340.0

			後	八女郡広川町大字吉常 479番2先から 八女郡広川町大字吉常 359番2先まで	12.5 ～ 14.5	340.0
--	--	--	---	--	-------------------	-------

福岡県告示第1317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	水 田 大 川 線	前	筑後市大字水田422番先 から 筑後市大字古島372番先 まで	11.2 ～ 24.0	730.0
			後	筑後市大字水田422番先 から 筑後市大字古島372番先 まで	11.2 ～ 24.0	730.0

福岡県告示第1318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年8月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
----------	-------	---------------

八 女	水 田 大 川 線	筑後市大字水田422番先から 筑後市大字水田430番2先まで
-----	--------------	-----------------------------------

福岡県告示第1319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	後川内 黒 木 線	前	八女市黒木町笠原4096先 から 八女市黒木町笠原3795番 3先まで	4.9 ～ 5.6	93.0
			前	八女市黒木町笠原4096先 から 八女市黒木町笠原3795番 3先まで	5.4 ～ 20.7	95.5
			後	八女市黒木町笠原4096先 から 八女市黒木町笠原3795番 3先まで	5.4 ～ 8.0	95.0

公 告

公告

次の研修をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定に基づき研修として指定したので、公告する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 研修の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成25年10月20日	久留米市商工会館	久留米市城南町15番地5
平成25年10月27日	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号
平成25年11月3日	福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地41
平成25年11月10日	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号

注 平成25年10月27日開催の研修は、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（クリーニング所における特別管理産業廃棄物管理責任者に限る。）を得るための研修（以下「特管物研修」という。）を併せて実施する。

- 4 研修の科目及び時間数
 廃棄物の処理（特管物研修のみ） 2時間
 衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）
 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（0.5時間）
 洗濯物の処理 1時間（1時間）
 繊維及び繊維製品 1時間（1時間）
 注（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数
- 5 受講料
 研修受講料（特管物研修を含む場合） 8,000円
 研修受講料（特管物研修を含まない場合） 5,000円
 研修受講料（特管物研修のみの場合） 3,000円
- 6 その他

主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前に通知するものとする。

公告

次の講習をクリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定に基づく講習として指定したので、公告する。

平成25年8月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8番2号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人福岡県生活衛生営業指導センター
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 講習の開催期日及び会場

開催期日	会場	会場所在地
平成25年11月17日	新小倉ビル	北九州市小倉北区米町二丁目2番1号
平成25年11月24日	福岡市健康づくりサポートセンター	福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号

- 4 講習の科目及び時間数
 衛生法規及び公衆衛生 1時間（0.5時間）
 洗濯物の受取、保管及び引渡し 1時間（0.5時間）
 洗濯物の処理 1時間（1時間）
 繊維及び繊維製品 1時間（1時間）
 注（ ）は前回の受講から3年以内に受講した場合の時間数
- 5 受講料
講習受講料 4,500円
- 6 その他
主催者は、開催場所、開催年月日及び受講定員について、該当者に、その都度事前

に通知するものとする。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第133号

福岡県交通安全活動推進センターの指定（平成10年4月福岡県公安委員会告示第44号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成25年8月20日

福岡県公安委員会

1の(3)を次のように改める。

(3) 代表者の氏名

竹島 和幸